第6条 町民をはじめとする受益者は、基本理念に対する理解を深め、地域の森林づくりの活動に積極的に参加するとともに、町が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(森林づくり協定)

- 第7条 森林所有者は、町長と森林づくりに関する協 定(以下「森林協定」という。)を締結することが できる。
- 2 町長は、森林協定を締結したときは、当該森林所 有者に対し、森林の整備及び保全等に関する専門的 な知識及び技術的な援助をし、予算の範囲内におい て、財政的な援助をすることができる。

(森林整備区域等の公開)

第8条 町長は、森林協定により森林の整備を行った 森林の区域及び所有者を公開することができる。こ の場合においては、当該森林所有者の同意を得なけ ればならない。

(町民等の自発的な活動の促進)

- 第9条 町は、町民又はその組織する団体が自発的に 行う森林づくりの活動に対し、協力するものとする。 (表彰)
- 第10条 町長は、森林づくりの推進に関し特に功績が 認められた者又は団体について表彰することができ る。

(審議会の設置)

第11条 町は、森林づくりを推進するため、湯河原町 森林づくり審議会(以下「審議会」という。)を置

(審議会の任務)

第12条 審議会は、この条例に規定する事項その他の 森林づくりに関する事項について町長の諮問に応ず るほか、森林づくりに関し必要な事項について町長 に意見を述べることができる。

(組織等)

第13条 審議会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、有識者、関係行政機関の職員、その他町 長が適当と認める者のうちから、町長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員 を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者 の残任期間とする。
- 4 委員は、再任することができる。
- 5 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを選 任する。
- 6 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 7 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名 する委員がその職務を代理する。

(規則への委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で 定める。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。

理解し、整備保全に努めなければならないとしています。

第2項では、森林所有者が森林の整備を実施していくにあたり、町で定められた森林整備計画に基づいた整備を行うとするものです。

第3項では、町の森林づくりに関する施策に対する 協力についてお願いをするものです。

【第6条(町民をはじめとする受益者の役割)】

森林のもたらすさまざまな恵みは、私たちにとって 共有の財産であり、このかけがえのない財産を守って いくために、町民をはじめとする受益者が、自らの役 割を自覚し、森林づくりに関する活動への参加や森林 施策への提言など町の施策に協力することについて定 めています。

## 【第7条(森林づくり協定)】

本条は、森林所有者が森林の整備を実施するにあたり、 町と協定することにより、町が森林の整備及び保全に 関し必要な知識や技術を支援していくことを明確にす るために設けています。

第1項では、町の森林整備計画を遵守した整備計画 に「対象となる森林の区域」・「森林の整備保全に関 する事項」を入れた協定を町と締結できることについ て定めています。

第2項では、森林所有者が森林整備を実施するにあたり、森林の伐期や育成管理、公益的機能を重視した森林の造林、保育、伐採等の技術的な援助や財政的な支援をするものです。

## 【第8条(森林整備区域等の公開)】

森林所有者が森林整備を行った実績として、森林整備区域を公開することにより、森林所有者の更なる協力と町民をはじめとする受益者が自覚と認識を新たにするために定めています。

【第9条(町民等の自発的な活動の促進)】

町民が森林づくりに関する取組に参加する機会を増 やし、自発的な活動を促すために設けています。

## 【第10条(表彰)】

本条は、功績のあったものを表彰することにより、 森林づくりに対する新たな自覚と意欲を持ってもらい、 森林づくりを推進していくとするものです。

【第11条(審議会の設置)】から【第13条(組織等)】 までは、森林づくり審議会を設置し、これからの森林 づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するた め組織等についての規定を設けています。

## 【附制】

ここでは、この条例の施行年月日を規定します。